

平成22年2月

## 景観形成プロジェクトチーム報告

(熊本における景観についてのこれまでの取組み)

熊本県は、屋外広告物条例や景観条例の制定、緑の三倍増計画等、美しい景観の形成のために、全国でも先駆的な取組みをこれまで実施してきました。

現在、景観条例に基づき、景観上重要な地域として阿蘇くまもと空港周辺地域をはじめとする5つの景観形成地域と35地区の特定施設届出地区を設け、県下全域の大規模行為と併せた届出・指導を通じて景観づくりに向けた取組みを進めています。

屋外広告物に関しても、昭和63年に条例改正し、禁止地域、許可地域をそれぞれ3段階設定し、段階的に総量規制を行うとともに、広告種別に応じて高さや面積制限を行うなど、地域特性に応じてきめ細やかな規制を実施しております。

また、地域においても、ロードクリーンボランティアや、マイリバーサポート、花いっぱい運動等、美しい景観を形成するための様々な活動に、多くの方々が長年にわたって参加してこられたという歴史があり、これらの息の長い取組みが現在の熊本の景観の保全や向上の礎になっています。

(景観形成の方針)

平成23年3月の九州新幹線全線開業を控え、熊本県を訪れる人がさらに大きく増加することが見込まれるなかで、景観形成の取組みについては、来訪者の方々を精一杯「おもてなしの心」でお迎えするという観点も取り入れながら、品格あるくまもとを目指し、熊本が誇る美しい景観にさらに磨きをかけていくよう進めていくことが必要です。

そのため、次のような具体的施策を実施していくこととします。

(具体的施策)

(1 景観形成県民運動の展開)

まず、景観形成県民運動(通称:「美しく品格あるくまもとづくり県民運動(仮称)」)を展開します。これは、県民の幅広い参加を得て、県下全域でこれまで以上に美しい景観の形成を進めていくものです。これまで県下で行われてきた景観形成のための様々な取組みについては、さらに幅広い参加を求めていきます。

また、特に新幹線の沿線地域については、次に詳述する新幹線沿線田園景観形成プロジェクトを新たに立ち上げ、おもてなしの視点に立った景観のグレードアップに取り組みます。

なお、この景観形成県民運動は、新幹線元年戦略（平成20年8月策定）の中で既に実施中の「おもてなし県民運動」の一翼も担う県民運動として新たに位置づけ、他の「おもてなし県民運動」と連携を図りながら展開することとします。

## （2 新幹線沿線田園景観形成プロジェクトの実施）

熊本県を来訪される方々をおもてなしの心でお迎えするという取組みの中で、特に九州新幹線全線開業を契機とする象徴的な取組みとして、新幹線沿線田園景観形成プロジェクトを新たに実施します。これは、熊本県を訪れる方々が新幹線車窓からご覧になるであろう風景を意識して、沿線に広がる田園地帯において、目を楽しませる作物等を利用されていない農地等で栽培する取組みを推進するもので、休耕地の有効活用や耕作放棄地の解消、新たな観光資源の創出にもつながることを目指します。

なお、現在、先行的に実施している取組みとして、玉名地域では冬季の休耕地を利用した「菜の花推進モデル事業」、宇城地域では「農地・水・環境保全向上対策事業」を活用した休耕地にレンゲソウと牧草を栽培する景観向上対策、八代地域では新八代駅周辺の耕作放棄地対策等を既に進めているところです。

## （3 屋外広告物条例等の活用）

九州新幹線が県内の平野を高架構造で縦断していくため、新幹線車窓からは広い範囲で県土の風景を見通せることとなり、その沿線で新幹線向けの屋外広告物が開業前から広い範囲で設置されることが懸念されます。しかしながら、現在の屋外広告物条例<sup>（注）</sup>は、鉄道開業前や道路開通前に規制をかけることはできません。そこで、屋外広告物条例を改正し、九州新幹線全線開業前からその沿線に屋外広告物設置の規制をかけ、景観の保全を図ります。

また、その規制内容は、現在、新八代駅以南の新幹線沿線に適用している規制を基本としつつ、商業地域等においても一般広告物の設置を認めないこととします。

なお、今回規制をかける地域において、新たに不適合となる屋外広告物があるため、新幹線沿線の良好な景観の形成という観点から、これらの広告物設置者に対して適法化をお願いすることとします。この適法化に際しては、屋外広

告物の改修や撤去等に費用がかかることから、元来適法であった屋外広告物で新たな規制により不適格となるものに限って、その改修や撤去等に係る費用に対し補助する制度の創設を検討します。

さらに、既に景観形成や屋外広告物の規制に取り組んでいる熊本空港周辺景観形成地域については、景観や法令違反の屋外広告物に対する指導を強化します。また、今後策定される「阿蘇くまもと空港地域活性化構想（仮称）」も踏まえて、よりよい景観形成に取り組んでいきます。

（結語）

以上の具体的施策は全て、県民のご理解とご協力なくしては実現できるものではありません。九州新幹線全線開業を契機とした美しく品格ある景観形成への更なる取組みに対して、県民の皆様にご理解とご協力をお願いするものです。

（注）「屋外広告物条例」の適用区域

熊本市は中核市として屋外広告物行政を独自に実施しているため、県の所管区域から除かれます。